

B型・C型肝炎ウイルスによる「慢性肝炎・肝硬変・肝がん」の方の **石川県** 定期検査費用を「年度に2回分」助成しています！

定期検査費用の助成とは？

石川県では、肝炎ウイルスの感染による慢性肝炎、肝硬変、肝がんの診断を受けた方（治療後の方含む）が、県が定める医療機関（⇒裏面記載）で、必要な肝臓の定期検査を受けた際に支払われた医療費の自己負担費用のうち、助成対象となる検査費用にかかる自己負担分を、検査を受けてから1年以内に請求された場合に払い戻しにより助成します。

申請を行うことができる対象者は？

対象者は次の5点に当てはまる方です。（1つでも該当しない場合は対象になりません。）

- ①診断結果が次のいずれかの方
〔慢性肝炎〕・〔肝硬変〕・〔肝がん〕
（治療後の経過観察中の方を含みます。）
- ②石川県に住民票がある方
- ③「肝炎治療受給者証」を持っていない方
- ④世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の方
- ⑤「石川県肝炎診療連携」への登録に同意された方
（⇒裏面参照）

助成対象の検査内容は？

検査を受けられた方の次の費用を助成します。（※1）

- ①初診料（再診料） ②ウイルス疾患指導料 ③血液検査（※2） ④腹部超音波検査（※3）

※1 助成対象とならない費用は除外して算定するため、医療機関へお支払いをされた額と異なる場合があります。

※2 血液検査には助成対象とならない項目もあります。

※3 診断結果が〔肝硬変〕又は〔肝がん〕の場合、超音波検査に代えてCT又はMRI撮影のいずれかを対象とすることができます。

対象となる検査は全部助成されるの？

助成対象となる検査について、お支払いをされた自己負担額から、下記の表の「自己負担限度額」を差し引いた額が助成されます。（差し引いた額が0円以下となる場合は、助成はされません。）

[表]自己負担限度額（1回の検査につき）

	住民税非課税世帯の方	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の方
慢性肝炎の方	0円	2,000円
肝硬変及び肝がんの方	0円	3,000円

実際に申請をされる際には、住民票等の各種発行手数料も生じますのでご注意ください。



申請方法は？

- ①申請書類（検査費用請求書等）を、医療機関、市町、保健所より受け取る。
（申請窓口や石川県ホームページからも入手できます。）
- ②医療機関（⇒裏面記載）を受診し、定期検査を受ける。
（領収書と診療明細書は必ず保管してください。）
- ③助成対象であることを確認の上で、必要書類（診断書、住民票、課税証明書等）を取り寄せる。
（必要書類を取り寄せるために生じた費用は助成されません。）
- ④申請書類一式を申請窓口（⇒裏面記載）へ提出する。
（申請書類一式は、裏面に記載しております。）

申請から、払い戻し額の決定までには3ヶ月程度要します。
詳細は、石川県ホームページをご参照ください。
又は、申請窓口までお問い合わせください。

申請期限・助成回数は？

定期検査を受けてから、1年以内の申請が必要です。

4月から3月の年度内に2回分の検査が助成対象となります。
（ただし、初回精密検査の助成を受けた場合は1回分となります。）

<その他留意事項>
申請期限内であれば、2回分の検査をまとめて申請できます。

⇒「石川県肝炎診療連携」とは？

石川県にお住まいの方で、肝炎ウイルスが陽性と判定された方に、適切な検査や治療を受けていただくために、年1回、肝臓の専門医療機関の受診をおすすめし、石川県肝疾患診療連携拠点病院(金沢大学附属病院)に集約するシステムです。拠点病院へ同意書を提出することにより、登録が行われます。

【同意するメリット】

- 専門的な医療により適切な治療を受けられます。
- 年に1度、専門医療機関の受診をおすすめする「受診調査票」が届くことにより、肝臓の定期検査の受診し忘れを防げます。
- 最新の治療に関する情報や講演会の案内など、肝疾患に関する有益な情報が届きます。

⇒定期検査費用助成の申請に必要な書類

(詳細は、石川県ホームページをご参照ください。ご不明な点は、下記窓口までお問い合わせください。)

- ①石川県肝疾患検査費用請求書(別紙様式1の2)
- ②定期検査費用の助成に係る医師の診断書(別紙様式2)(※)
- ③検査を受けた際に医療機関が発行した領収書
- ④検査を受けた際に医療機関が発行した診療明細書
- ⑤世帯全員の住民票の写し(マイナンバーなし)(※)
- ⑥世帯全員の住民税非課税証明書又は市町村民税の課税年額を証する書類(※)
- ⑦石川県肝炎診療連携参加同意書の写し(※)
- ⑧検査費用の振込先口座が確認できる書類

「(※) 提出を省略できる書類」 → 要件に該当する場合に限り省略が可能です。

⇒石川県が定める医療機関とは？

(肝炎治療受給者証の交付に係る診断書発行の医療機関で)県内の拠点病院、肝疾患専門医療機関又は日本肝臓学会肝臓専門医が勤務する医療機関

【肝疾患診療連携拠点病院】

金沢大学附属病院

【肝疾患専門医療機関】

加賀市医療センター、小松市民病院、小松ソフィア病院、やわたメディカルセンター、芳珠記念病院、金沢医療センター、石川県立中央病院、金沢市立病院、金沢赤十字病院、石川県済生会金沢病院、KKR北陸病院、浅ノ川総合病院、JCHO金沢病院、城北病院、公立松任石川中央病院、公立河北中央病院、金沢医科大学病院、恵寿総合病院、公立羽咋病院、市立輪島病院、公立宇出津総合病院

【肝臓専門医のいる医療機関】

石川県ホームページにて公開しています。

⇒申請窓口・お問い合わせ先

お住まいの地域	保健所等名	所在地	電話番号
金沢市	泉野福祉健康センター	金沢市泉野町6-15-5	076-242-1131
	元町福祉健康センター	金沢市元町1-12-12	076-251-0200
	駅西福祉健康センター	金沢市西念3-4-25	076-234-5103
小松市、能美市、川北町	南加賀保健福祉センター	小松市園町又48	0761-22-0793
加賀市	加賀地域センター	加賀市山代温泉桔梗丘2-105-1	0761-76-4300
白山市、野々市市	石川中央保健福祉センター	白山市馬場2-7	076-275-2250
かほく市、津幡町、内灘町	河北地域センター	河北郡津幡町中橋口1-1	076-289-2177
七尾市、中能登町	能登中部保健福祉センター	七尾市本府中町ソ部27-9	0767-53-2482
羽咋市、志賀町、宝達志水町	羽咋地域センター	羽咋市石野町へ31	0767-22-1170
輪島市、穴水町、能登町	能登北部保健福祉センター	輪島市鳳至町畠田102-4	0768-22-2011
珠洲市	珠洲地域センター	珠洲市宝立町鶴島ハ-124	0768-84-1511
県内全域	石川県健康福祉部健康推進課	金沢市鞍月1-1	076-225-1438